

令和8(2026)年度県北地域感染症対策連絡会議 (第1回代表者会議、第1回実務者会議)

本日の内容

議題(1)令和8(2026)年度の取組について

ア 新興感染症等訓練について

イ 栃木県新型インフルエンザ等対策ガイドラインについて

ウ 感染症対応力強化に関する事業について

議題(2)その他

ア 医療措置協定の締結状況について

令和8(2026)年6月25日(木) 18:00~19:00
栃木県県北健康福祉センター

議題(1)

令和8(2026)年度の取組について

継続的に検討、構築していく県北地域の感染症対策・体制

分野・領域	検討事項、内容
対策全般 地域全体の体制	- 県北地域感染症対策連絡会議を設置し、新興感染症発生時等には地域の方針決定および情報共有などの機能、平時には感染症対応力向上や連携の取組支援などの機能が発揮できるよう運営する - ただし、法や計画では新興感染症等の感染力・感染経路・発生規模などは具体的・詳細に想定されないため各対策をあらかじめ詳細に決定しておくのは難しいこと、状況により柔軟に対応できる対応力・体制こそ重要であることを認識しながら検討する - 医療措置協定の実効性を高めるために必要な取組
自組織・機関での 対応力向上	高齢者施設等が、「とちぎ感染症対応力強化プロジェクト」を活用するなどして、対応力向上を図っていくことが必要
他組織・機関との連携	医療措置協定等により各機関の役割や対応方針の決定を支援し、情報共有や訓練等を通じ関係機関間の連携を推進する
入院・病床確保*	- 確保病床使用のための共通認識やルール - 病床確保・利用に関する情報共有のあり方 - 重症患者の入院受入について、地域の方針や体制
発熱外来・検査*	- 発熱外来での対応の方針、ルール、対応状況の情報共有のあり方 - 受診に関する周知事項の内容や方法
自宅療養者への支援*	- 自宅療養者等への訪問診療体制の確保(役割分担、地区担当制等について) - 療養者の相談先の確保
後方支援*	- 後方支援医療機関の活用方針、受け入れのルール - 後方支援の対応状況の情報共有のあり方
医療人材確保・派遣*	- 人材派遣医療機関と入院受入医療機関の役割分担、依頼と派遣のルール - 施設クラスター予防のための施設の感染症対応力強化

*) 主に、栃木県感染症予防計画に定める新興感染症に関するもの

R6.7.30 令和6年度 県北地域感染症対策連絡会議(第1回代表者会議・第1回実務者会議 合同会議)資料

対応時期ごとに必要となる地域の感染症対策・体制のテーマ

	準備期	初動期(A)	対応期(B) 封じ込めを念頭に 対応する時期	対応期(C-1) 病原体の性状等に 応じて対応する時期	対応期(C-2) ワクチンや治療薬等に より対応力が高まる時期
全般的なこと	・医療措置協定等により各機関の役割や対応方針の決定を支援し、情報共有や訓練等を通じ関係機関間の連携を推進 ・有事の際の情報共有のあり方を検討		・有事の際の地域の方針決定及び情報共有		
入院	・確保病床使用のための共通認識やルール ・病床確保・利用に関する情報共有のあり方 ・後方支援の対応状況の情報共有のあり方		・重症患者の入院受入について、地域の方針や体制	・後方支援医療機関の活用方針、受入のルール ・人材派遣医療機関と入院受入医療機関の役割分担、依頼と派遣のルール	
外来等	・感染症対応力向上や連携の取組支援などの機能 ・高齢者施設等が「とちぎ感染症対応力強化プロジェクト」を活用するなどして、対応力向上を図っていく ・施設クラスター予防のための施設の感染症対応力強化 ・発熱外来での対応の方針、ルール、対応状況の情報共有のあり方		・受診に関する周知事項の内容や方法	・自宅療養者等への訪問診療体制の確保(役割分担、地区担当制等について) ・療養者の相談先の確保	

準備期に進める地域の感染症対策

	感染症対策・体制のテーマ	令和8年度の計画(案)
全般的なこと	・医療措置協定等により各機関の役割や対応方針の決定を支援し、情報共有や訓練等を通じ関係機関間の連携を推進 ・有事の際の情報共有のあり方を検討	議題(2)ア 医療措置協定の締結状況について 医療措置協定の締結状況を確認し、各機関の役割や対応方針を確認 議題(1)ア 新興感染症等訓練について R8年度は、国際医療福祉大学那須医療センター、塩谷広域行政組合消防本部と連携し実施予定
入院	・確保病床使用のための共通認識やルール ・病床確保・利用に関する情報共有のあり方 ・後方支援の対応状況の情報共有のあり方	議題(1)イ 栃木県新型インフルエンザ等対策ガイドラインについて ガイドライン改定後、新型インフルエンザ等対策地域連携協議会の設置
外来等	・感染症対応力向上や連携の取組支援などの機能 ・高齢者施設等が「とちぎ感染症対応力強化プロジェクト」を活用するなどして、対応力向上を図っていく ・施設クラスター予防のための施設の感染症対応力強化 ・発熱外来での対応の方針、ルール、対応状況の情報共有のあり方	議題(1)ウ 感染症対応力強化に関する事業について ●とちぎ感染症対応力強化プロジェクトによる感染対策コーディネーターの養成及びフォローアップ研修(県主催)、活動報告会(保健所主催) ●とちぎ感染症対応力強化プロジェクトの地域アドバイザーを講師とした各施設職員向け研修会の実施(保健所主催)

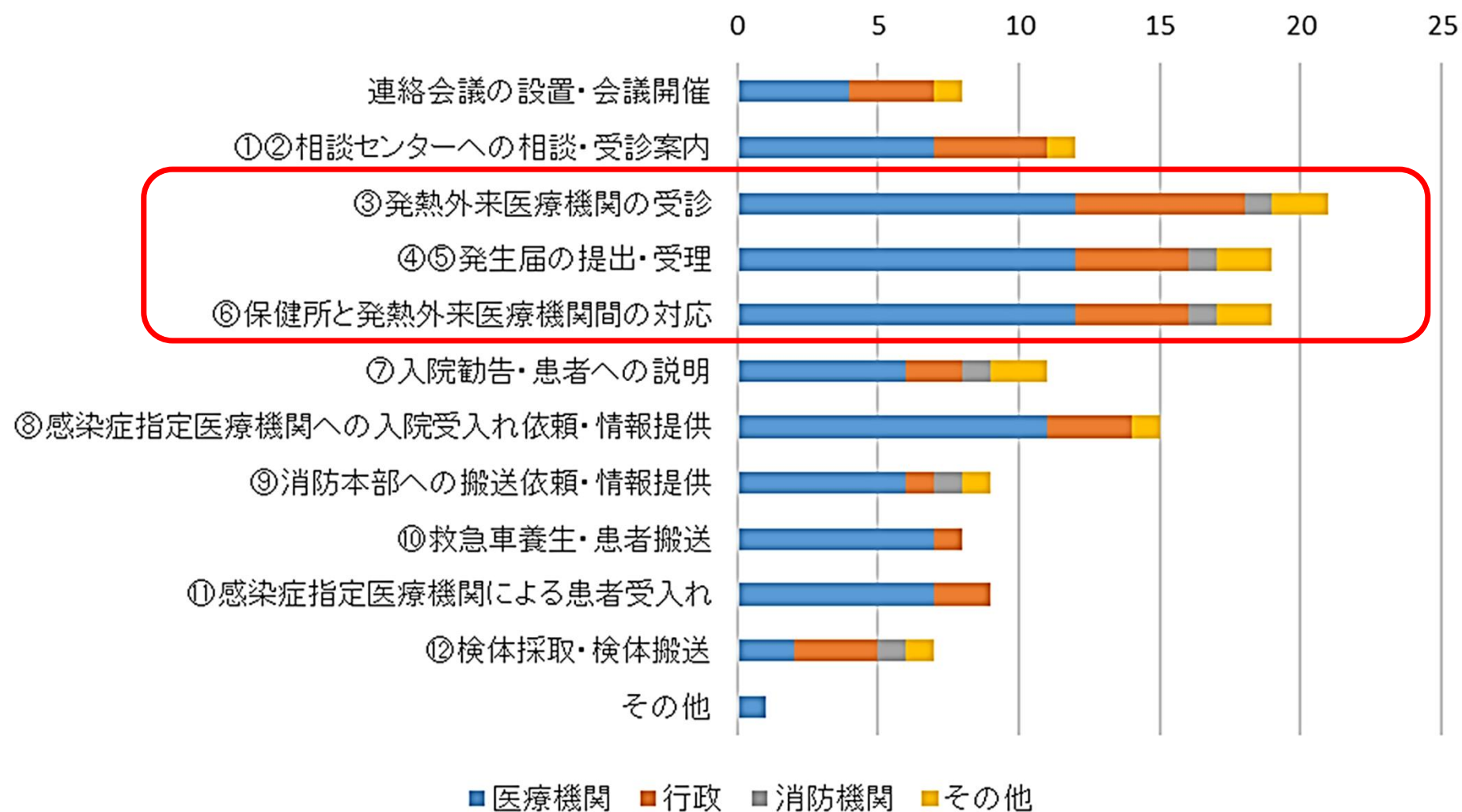
議題(1) 令和8(2026)年度の取組について

ア 新興感染症等訓練について

R7年度 新興感染症等訓練 アンケート結果

希望する訓練の内容(対応フローイメージより) ※複数回答可

(単位:人)



R8年度 新興感染症等訓練(案)

目的：栃木県感染症予防計画（令和6(2024)年3月改定）に基づき、県北地域における新興感染症等患者発生時に迅速かつ効果的な対応を可能とするため、平時から患者発生を想定した関係機関との実践的な訓練を通し、感染症対策に係る連携体制の構築を図る。

日時：令和8(2026)年8月6日（木）13:00～15:00

※感染症発生状況により会場参加人数を制限する可能性あり

場所：国際医療福祉大学那須医療センター（講堂、発熱外来）

内容：（１）訓練概要説明

（２）感染症対応訓練

ア 発熱外来医療機関の受診（発熱外来・診察室等の見学、ゾーニング対応の説明含む）

イ 発生届の提出・受理

ウ 保健所・発熱外来医療機関対応

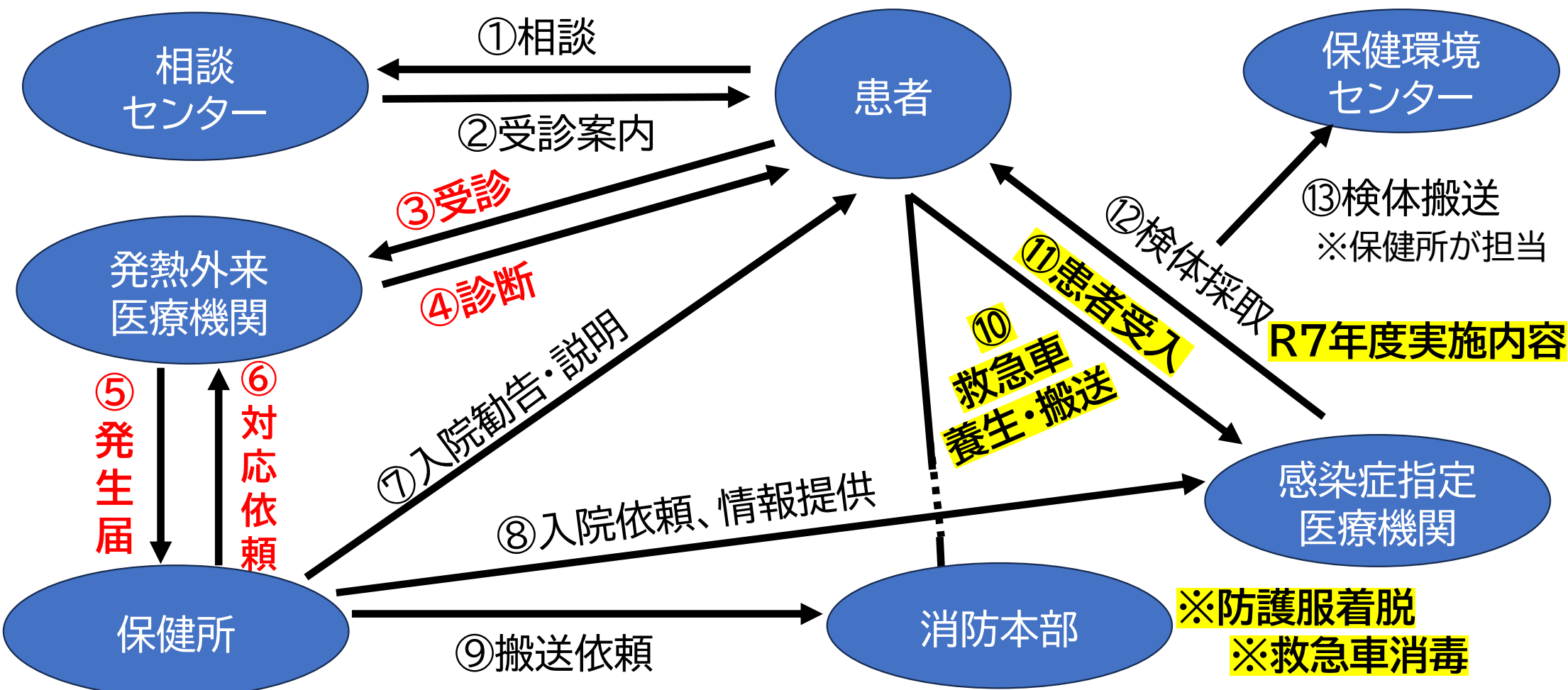
（３）救急車の養生説明

（４）個人防護具（PPE）着脱演習

内容及びタイムスケジュール(案)

時間	内容	担当	場所
13:10	訓練概要説明	保健所	講堂
13:20	感染症対応訓練	病院	発熱外来
	発熱外来医療機関の受診	病院	
	発生届の提出・受理	保健所・病院	
	保健所・発熱外来医療機関対応	保健所・病院	
	※発熱外来・診察室等の見学、ゾーニング 対応の説明	病院	
14:10	救急車の養生説明	消防	
14:20	個人防護具（PPE着脱演習）	病院	講堂
14:45	質疑応答・講評	保健所・病院	講堂

新興感染症発生時に想定される対応フローイメージ（流行初期）

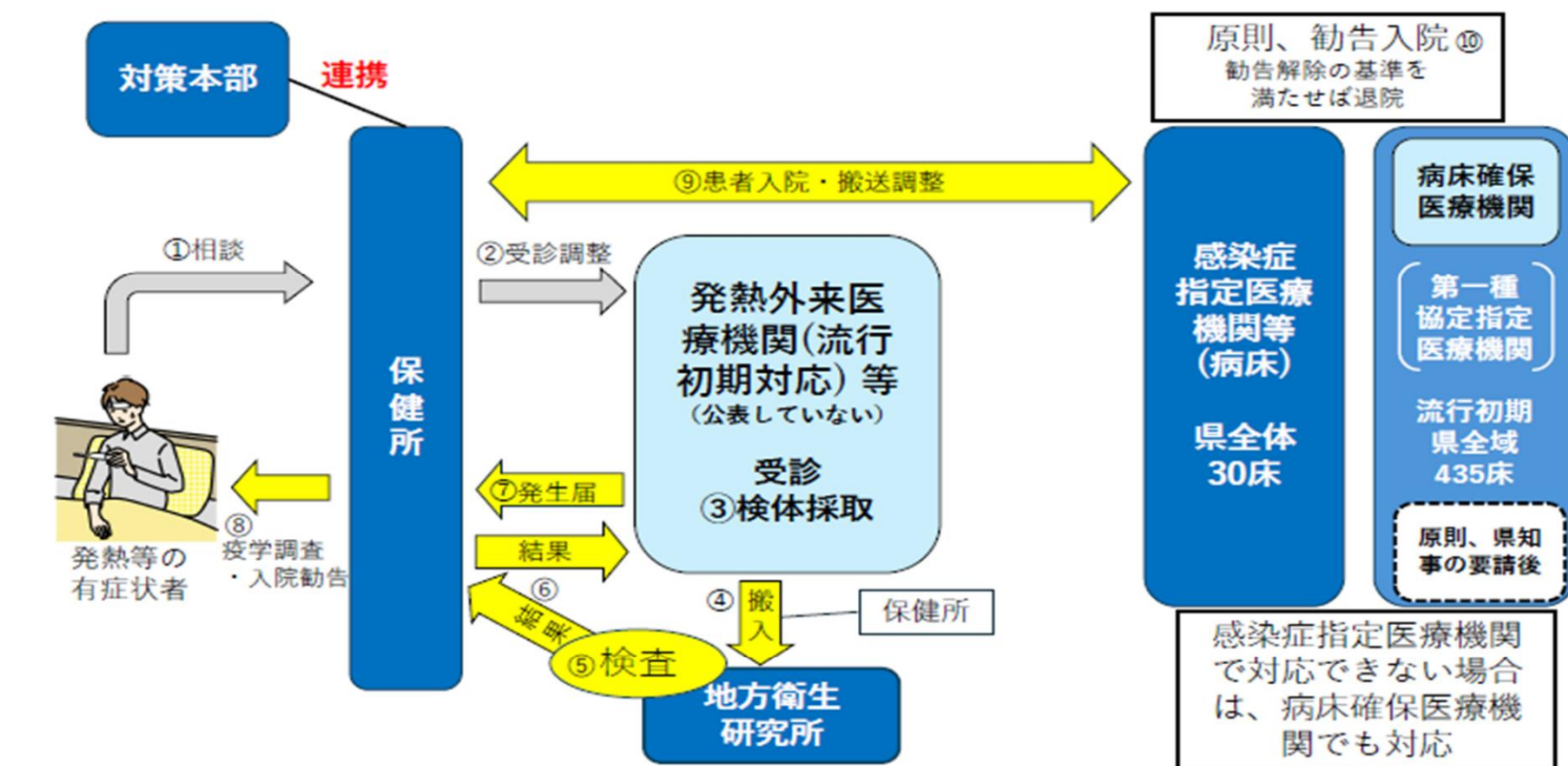


注 ※ 流行初期とそれ以降については、都道府県等による移送のほか、民間移送会社及び消防機関の移送協力により医療機関への移送(厚労省案)

<https://www.mhlw.go.jp/content/10906000/001224788.pdf>

医療提供体制に係るフロー (初動期・対応期)

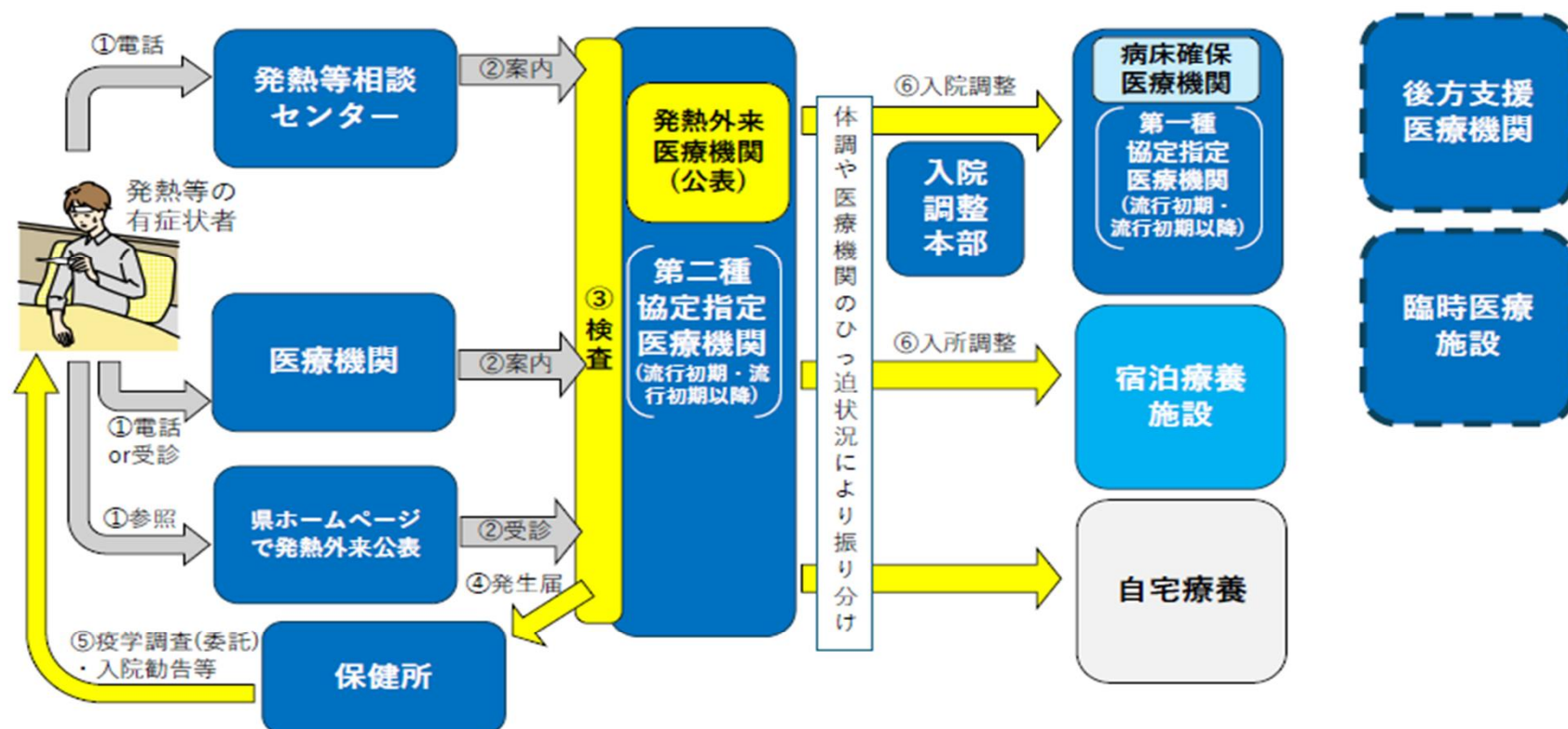
改定案



対応時期	対応時期の説明	対応の概要						
		有症状者の行動	発熱外来	検査(搬送)	疫学調査	入院調整	入院先	想定数
対応期(B) (封じ込めを念頭に 対応する時期)	発生の初期段階で、 病原体の性状について限られた 知見しか得られていない時期	・症例定義合致者は保健所等に相談 ・発熱外来以外の医療機関を症例定義合致者が受診した場合は保健所への相談を促す	発熱外来(流行初期対応)が診察、 検体採取、隔離等	地方衛生研究所(保健所が回収・搬送) 搬送は業務委託の準備ができ次第移行	保健所が実施 業務委託の準備ができ次第移行	保健所が実施 入院調整本部が設置された場合、調整本部も実施	感染症指定医療機関感染症病床・病床確保医療機関(流行初期対応)病床	県内疑い患者50人程度まで 1カ所の保健所圏域病床数(流行初期)が6割程度埋まった段階

医療提供体制に係るフロー (対応期)

改定案



対応時期	対応時期の説明	対応の概要						
		有症状者の行動	発熱外来	検査(搬送)	疫学調査	入院調整	入院先	想定数
対応期 (C-2) (ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期)	ワクチンや治療薬の普及等により対応力が高まる時期	・発熱外来[公表]を受診 ・発熱等相談センター(委託)に相談 ・一般医療機関は発熱外来[公表]を案内	発熱外来(流行初期以降対応含む)が診察、検査、隔離等	原則、発熱外来が検査	委託 国通知や感染状況に応じ、速やかな調査対象の限定や委託(一元化)を進める	保健所が実施 or 本庁一括(入院調整本部) ※詳細は今後調整	病床確保医療機関(流行初期以降含む)	県内患者 50人/日程度 病床確保医療機関の確保病床の6割程度埋まった段階

感染症対策のために行う訓練について

保健所で行う訓練
当会議を活用した訓練

医療機関が
感染対策向上加算の
施設基準で行う訓練

地域の関係機関の連携体制を
構築するための訓練

医療機関だけでなく、
地域の他の関係機関も
参加する訓練

院内の人材育成や、連携医療機関間
の連携体制を構築するための訓練

※新興感染症患者等を受け入れることを
想定した基本的な感染症対策に係る訓練。
例えば、個人防護具の着脱の訓練が該当。

※令和4年3月31日厚労省事務連絡
「疑義解釈資料の送付について(その1)」より

議題(1) 令和8(2026)年度の取組について

イ 栃木県新型インフルエンザ等対策 ガイドラインについて

新型インフルエンザ等対策についての進捗経過

	政府(国)	県	市町
行動計画	令和6(2024)年7月2日	令和7(2025)年3月27日	令和8(2026)年7月中目処
ガイドライン	令和6(2024)年8月30日	令和8(2026)年中目処	—
掲載URL	https://www.caicm.go.jp/action/plan/index.html	https://www.pref.tochigi.lg.jp/e04/20250327kaitei_shin_ful_koudoukeikaku.html	各市町ホームページ

栃木県新型コロナウイルス等対策行動計画（令和6年度改定）の概要

保健福祉部感染症対策課

概要／目的等

新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、令和6(2024)年7月に新型コロナウイルス等対策政府行動計画が改定されたことを受けて、栃木県新型コロナウイルス等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）を令和7(2025)年3月に改定を行った。

【目的】

- ・感染拡大を可能な限り抑制し、県民の生命及び健康を保護する。
- ・県民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

【根拠】

新型コロナウイルス等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第7条

政府行動計画等との関係

感染症予防計画、医療計画、健康危機
対処計画等との整合性確保

対策項目について

主要項目(旧計画)

- ①実施体制
- ②サーベイランス・情報収集
- ③情報提供・分析
- ④予防・まん延防止
- ⑤医療
- ⑥県民生活及び地域経済の
安定の確保

主要項目(新計画)

- ①実施体制
- ②情報収集・分析
- ③サーベイランス
- ④情報提供・共有、リスク
コミュニケーション
- ⑤水際対策
- ⑥まん延防止
- ⑦ワクチン
- ⑧医療
- ⑨治療薬・治療法
- ⑩検査
- ⑪保健
- ⑫物資
- ⑬県民生活・地域経済

令和6年度改定のポイント

1. 平時の準備の充実
 - ・医療機関等との協定締結による医療提供体制の準備・整備
 - ・自宅療養を前提とした医療提供や健康観察・生活支援の体制整備
 - ・高齢者施設等における感染症対応力の強化
2. 対策項目の拡充と横断的視点の設定
 - ・全体を準備期、初動期、対応期の3期に分けて記載し、対策項目を6項目→13項目に拡充
 - ・5つの横断的視点を設定し、各対策項目の取組を強化
※人材育成、国と地方公共団体との連携、DXの推進、研究開発支援、国際連携
3. 幅広い感染症に対する対策の整理と柔軟かつ機動的な対策の切り替え
 - ・新型コロナウイルス等以外の呼吸器感染症も念頭に、中長期的に複数の波が来ることも想定して対策を整理
 - ・感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた県の総合調整の実施や柔軟かつ機動的な対策の切り替え
4. DXの推進
 - ・情報収集・共有・分析・活用等の基盤を活用し、予防接種事務のデジタル化、病床の使用状況や対策物資の確保状況等の把握・共有、健康観察業務等の効率化による負担軽減
5. 実効性確保のための取組
 - ・実施状況を毎年度フォローアップ、他の計画との整合を踏まえ、おおむね6年ごとに改定予定

対応時期

準備期

初動期

対応期

参考)旧計画に
おける対応時期

未発生期

海外発生期

発生早期

県内感染期

小康期

栃木県新型コロナウイルス等対策ガイドラインの概要

R8.4 栃木県保健福祉部感染症・疾病対策課

概要／目的等

栃木県新型コロナウイルス等対策行動計画(以下「県行動計画」という。)を令和7(2025)年3月に改定したことを踏まえ、栃木県新型コロナウイルス等対策ガイドライン(以下「県ガイドライン」という。)の改定を行う。

県ガイドラインでは、県行動計画の対策の内容をより具体化した対策や取組等を記載する。県ガイドラインに書き込み切れない詳細な内容は、マニュアル等を別途作成することも検討する。



実施体制の整備

県行動計画及び県ガイドラインに係る実施体制については、庁内の体制はもとより、外部の関係機関等との連携が重要であることから、その体制を整備し、研修・訓練等を通して連携を強化するとともに、不断に対策の見直しを行い、適宜、県ガイドライン等に反映させる。(実施体制の概要はP.2参照)

県ガイドラインの特徴

高齢者施設等の対応力強化

- 感染対策コーディネーターの養成

旧ガイドラインとの違い等

- 感染症予防計画に基づく医療提供体制等を整備、病床確保医療機関・発熱外来医療機関の確保・充実、宿泊療養や自宅療養も前提とした平時からの準備
- 感染症に関する基本的な知識の啓発・リスクコミュニケーション
- 感染状況等に応じた柔軟な対策の切り替え、人員の確保だけでなく業務委託も活用

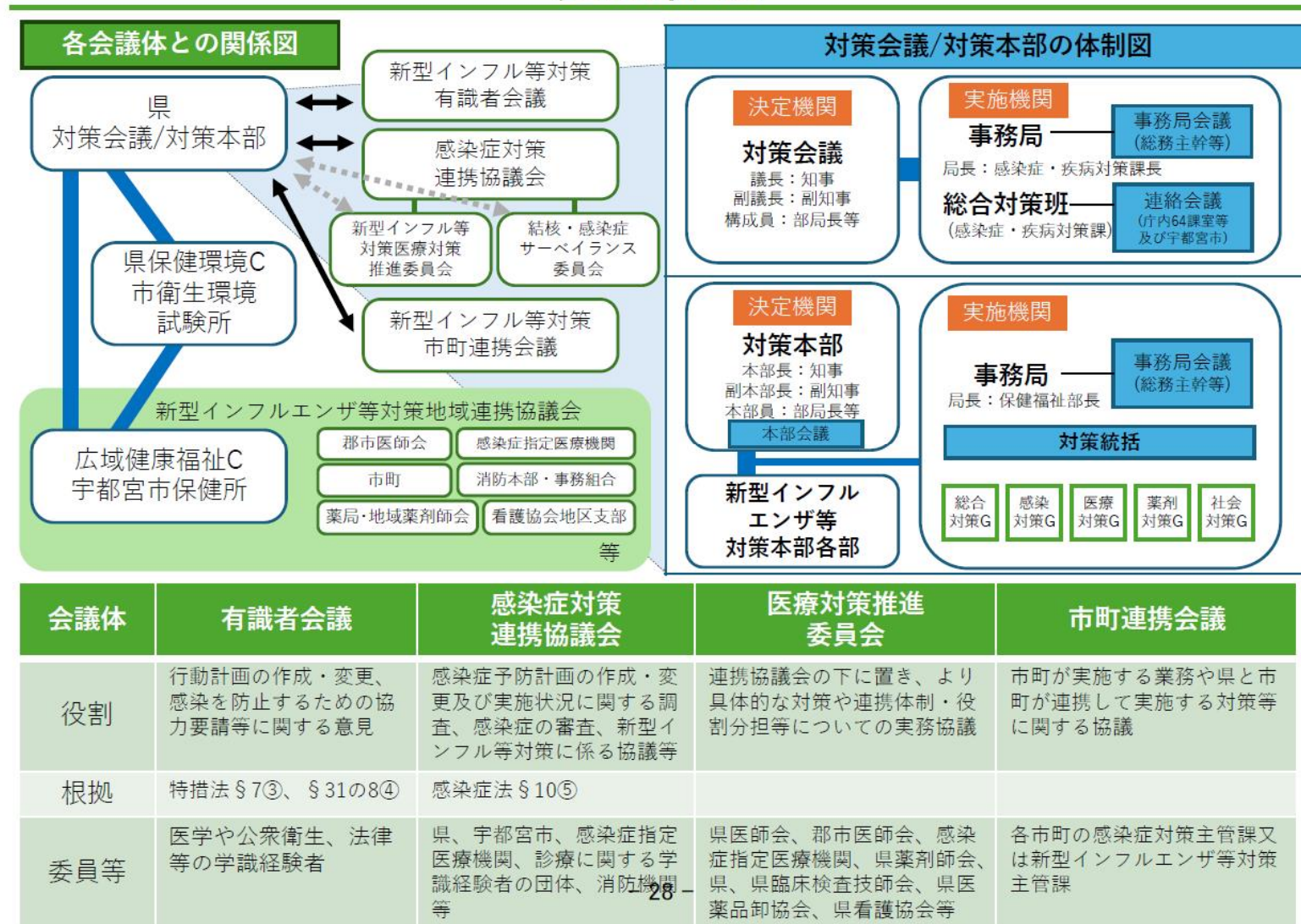
県ガイドラインの対策分野について

政府のガイドラインの対策分野分けを参考に、以下のとおりの対策分野を設定

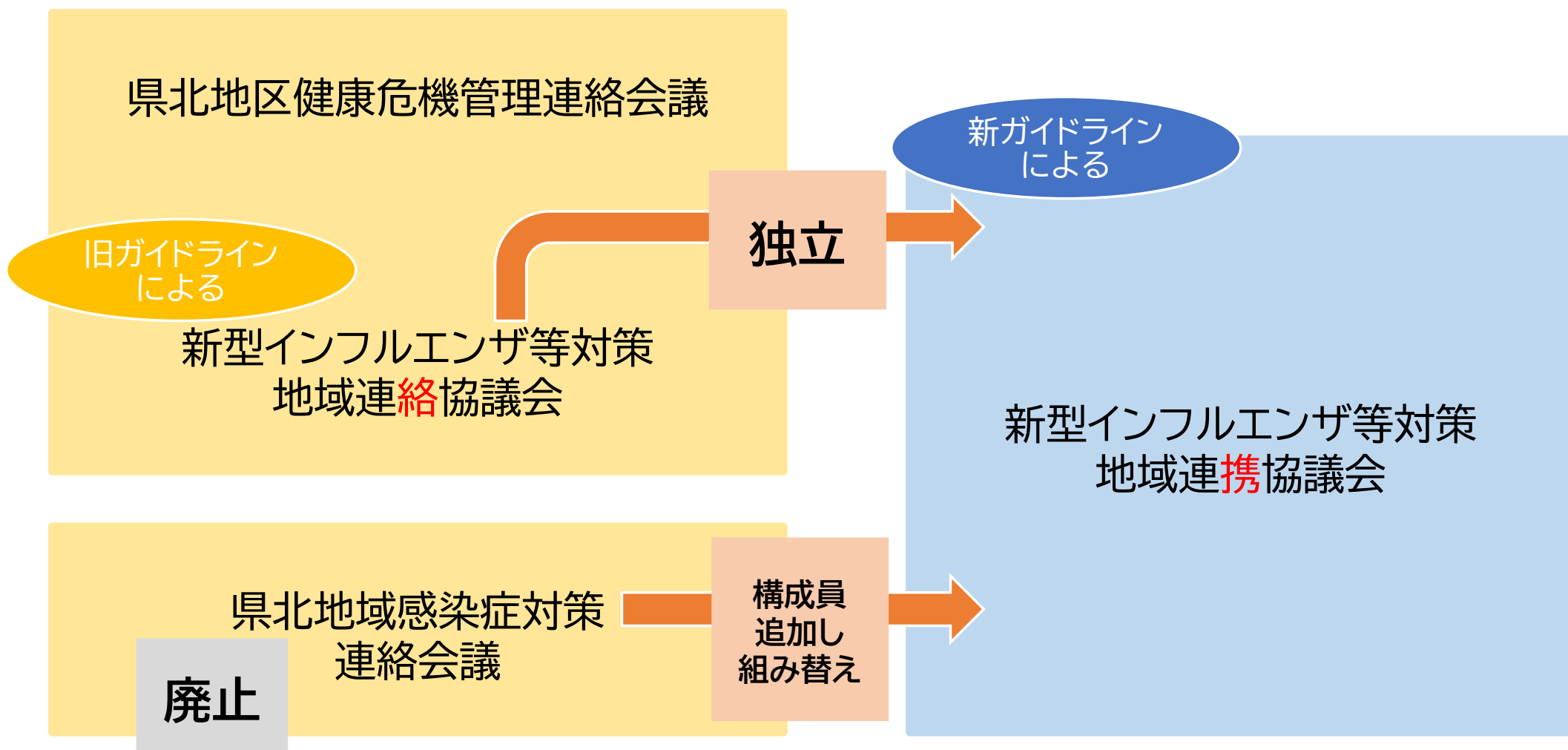
行動計画		ガイドライン	
主要項目(旧計画)	主要項目(新計画)	分野(旧ガイドライン)	分野(新ガイドライン)
①実施体制	①実施体制	①実施体制GL	①実施体制
②サーベイランス・情報収集	②情報収集・分析 ③サーベイランス	②サーベイランスGL	②情報収集・分析に関するGL ③サーベイランスに関するGL
③情報提供・分析	④情報提供・共有、リスクコミュニケーション	③情報提供・共有GL	④情報提供・共有・リスクコミュニケーションに関するGL
④予防・まん延防止	⑤水際対策 ⑥まん延防止 ⑦ワクチン	④まん延防止GL ⑤予防接種GL	⑤まん延防止に関するGL ⑥予防接種に関するGL
⑤医療	⑧医療 ⑨治療薬・治療法 ⑩検査 ⑪保健 ⑫物資	⑥医療体制GL ⑦抗インフルエンザウイルス薬GL — — —	⑦医療に関するGL ⑧治療薬・治療法に関するGL ⑨検査に関するGL ⑩保健に関するGL
⑥県民生活及び地域経済の安定の確保	③県民生活・地域経済	⑧社会対策GL	⑪物資の備蓄及び流通に関するGL ⑫事業者・職場における新型コロナウイルス等対策GL — ⑬埋火葬の円滑な実施に関するGL

実施体制

改定案



新ガイドラインによる 新型インフルエンザ等対策地域連携協議会



新型インフルエンザ等対策地域連携協議会 設置要綱(案)

(設 置)

第1条 県北地域(栃木県保健医療計画に定める県北保健医療圏、以下同じ。)において、栃木県新型インフルエンザ等対策行動計画(令和7年3月改定)に基づく新型インフルエンザ等への対応体制に係る具体的事項を平時から協議し連携を図るとともに、発生期における地域の実情に応じた対策を円滑に推進するため、県北地域新型インフルエンザ等対策地域連携協議会(以下「地域連携協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 地域連携協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1)地域における新型インフルエンザ等対策の関係者間の連携に関する事項
- (2)有事において迅速かつ適切に対策を実行できるよう関係機関との合同訓練に関する事項
- (3)初動期・対応期における関係機関との情報共有や意見交換に関する事項
- (4)その他必要な事項

(組 織)

第3条 地域連携協議会は、委員30名以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者の中から県北健康福祉センター所長が委嘱する。

(1) **地域の医療関係団体等の代表**

(2) **医療機関**

(3) **消防機関**

(4) **市町**

(5) **その他関係機関**

(任 期)

第4条 **委員の任期は3年とする。**ただし、欠員が生じた場合の後任委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任することができる。

新型インフルエンザ等対策地域連携協議会 設置要綱(案)

(会 長)

第5条 地域連携協議会に会長を置く。

2 会長は、委員の互選により選出し、地域連携協議会の進行にあたる。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

4 会長は、必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(会 議)

第6条 地域連携協議会は、県北健康福祉センター所長が招集する。

(事務局)

第7条 地域連携協議会の事務局は、県北健康福祉センターに置く。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、地域連携協議会の運営に関し必要な事項は、県北健康福祉センター所長が別に定める。

新ガイドラインによる 新型インフルエンザ等対策地域連携協議会 構成員(案)

No		所属
1	医師会	那須郡市医師会
2		塩谷郡市医師会
3		南那須医師会
4	医療機関	那須赤十字病院
5		国際医療福祉大学那須医療センター
6		菅間記念病院
7		国際医療福祉大学塩谷病院
8		那須南病院
9	薬剤師会	大田原薬剤師会
10		黒磯薬剤師会
11		塩谷薬剤師会
12		南那須薬剤師会
13	看護	栃木県看護協会県北地区支部
14		栃木県訪問看護ステーション協議会県北地区支部

No		所属
15	消防	那須地区消防本部
16		塩谷広域行政組合消防本部
17		南那須地区広域行政事務組合消防本部
18	市町	大田原市
19		矢板市
20		那須塩原市
21		さくら市
22		那須烏山市
23		塩谷町
24		高根沢町
25		那須町
26		那珂川町
27	事務局	矢板健康福祉センター
28		烏山健康福祉センター
29		県北健康福祉センター

議題(1) 令和8(2026)年度の取組について

ウ 感染症対応力強化に関する事業について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、高齢者施設等において集団発生が多く発生したことを踏まえ、新興感染症等発生時においても対応できるよう、平時から各施設に感染対策の中心となる人材を配置するとともに、施設支援可能な専門家を確保することで、県内の感染症対応力の強化を図る。

1 高齢者施設等における感染対策コーディネーターの養成・配置

感染対策の中心となる人材(感染対策コーディネーター)を研修により養成し、各施設に1名以上を配置

【役割】

- ・平時から自施設の感染対策の推進や、研修・訓練等の実施
- ・感染症発生時における嘱託医や協力医療機関、保健所等と連携、及び適切な感染対策を実施

2 地域アドバイザーの選定

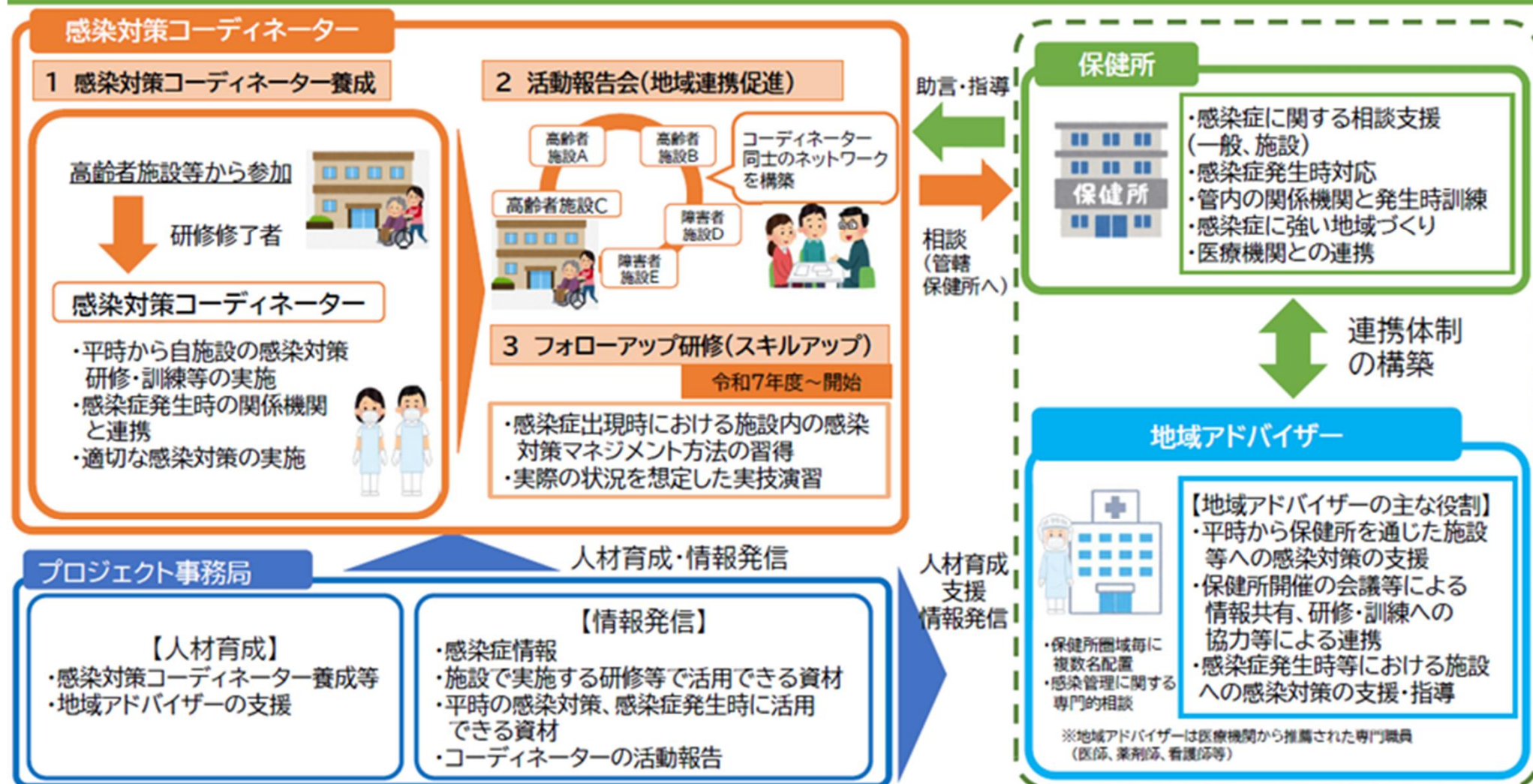
医師、薬剤師、看護師等感染管理の専門家(地域アドバイザー)を保健所圏域毎に複数名選定

【役割】

- ・平時から保健所を通じた施設等への感染対策の支援
- ・保健所開催の会議等による情報共有、研修・訓練への協力等による連携
- ・保健所の依頼に基づく、感染症発生時等における施設への感染対策の支援・指導

高齢者施設等における感染症対応力強化

とちぎ感染症対応力強化プロジェクト 事業内容



県北管内感染対策コーディネーター養成状況

【目的】

平時からの感染対策に加え、感染症発生時にも対応できるよう施設等の感染症対応力の強化を図る。

【対象者】

高齢者施設、障害者施設の職員（県北管内は200施設以上）

＊全対象施設に1名以上の配置を目指す。

【養成期間】

令和6～8年度（3年間）

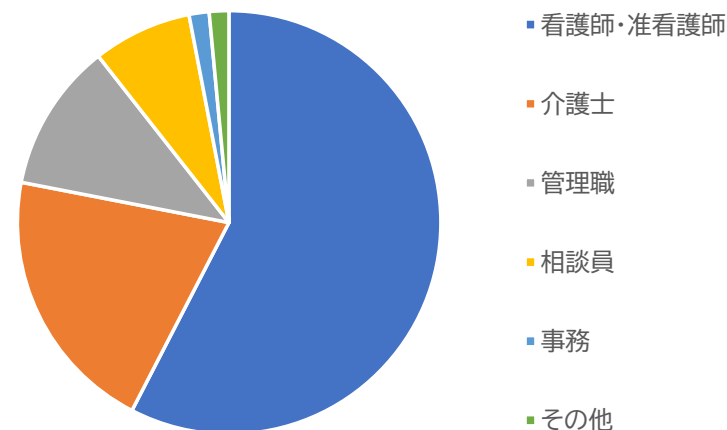
県北管内感染対策コーディネーター数

開催年度	地区	養成人数
R6	県北	54
R7		78
計		132

R8(2026)年度事業計画

開催日	地区	開催場所
R8.8.28	県北	那須庁舎 5階会議室
R8.10.26		

感染対策コーディネーター職種内訳



R8年度 当所における施設の感染症対応力強化に関する事業予定

【研修会】

対象	開催日	場所	講師	内容
高齢者施設 障害者施設 保育施設	令和8(2026)年10月頃	那須庁舎	とちぎ感染症対応力強化プロジェクト 地域アドバイザー 当所職員	●講義 ●嘔吐物処理実習 ●グループワーク

【栃木県感染症予防ラウンド事業】

目的	栃木県感染症予防計画に基づき、集団生活を行っている施設に対して、平時から巡回訪問し、感染対策に関する助言を行うことで、当該施設における感染症対応力を向上させ、もって感染症の発生及びまん延の防止を図る
対象施設	高齢者施設、障害者施設、保育所、幼稚園及び小中学校等の集団生活を行っている施設のうち、保健所が必要と判断した施設
事業内容	保健所の感染症担当職員が施設を訪問し、チェックリストに基づき巡回し、施設内の感染対策に関する助言・提案を行う

議題(2) その他

ア 医療措置協定の締結状況について

病床(県北管内)

R8(2026)年5月1日
公表資料より集計

	国内感染 発生早期	流行初期	流行初期以降	重症者	精神 疾患を有する 患者	妊産婦	小児	障害児者	認知症患者	がん患者	透析患者	外国人	自院患者のみ
那須赤十字病院	6	20	25	○		○	○			○	○	○	
尾形クリニック		1	1										
黒須病院		2	6	○									
国際医療福祉大学那須医療センター		23	23	○		○	○		○			○	
さくら産院		2	2			○							
菅間記念病院		8	29						○			○	
那須中央病院		4	4										
室井病院		2	2		○								○
氏家病院			4		○								
黒磯病院			1						○				○
国際医療福祉大学塩谷病院			6										
菅又病院			2										
那須北病院			5										
那須南病院			8										
矢板南病院			3								○		○
塩原温泉病院			1										
計	6	62	122										

※3/1公表時から
「流行初期以降」
について
1病院追加

後方支援(県北管内)

R8(2026)年5月1日
公表資料より集計

	流行初期	流行初期以降	
	主に流行初期医療確保措置の対象となる医療機関に代わって一般患者の受入が可能	病床確保の協定を締結している医療機関に代わって一般患者の受入を行う	感染症から回復後に入院が必要な患者の転院受入を行う
黒磯病院	○	○	
那須中央病院			○
村井胃腸科外科クリニック			○
だいなリハビリクリニック			○
室井病院			○
医療法人井上眼科医院			○
氏家病院			○
尾形クリニック	○	○	○
黒須病院			○
さくら産院	○	○	○
菅又病院	○	○	○
高根沢中央病院		○	○
高野病院			○
塩原温泉病院			○
那須北病院	○	○	○
那須南病院	○	○	○
矢板南病院			○
計	6	7	16

※3/1公表時から
流行初期における
後方支援の項目
についても
詳細を公表

人材派遣(県北管内)

R8(2026)年5月1日
公表資料より集計

※3/1公表時から
変更なし

	医師	看護師	その他
高久内科医院	1		
那須中央病院		2	
室井病院	1	2	
氏家病院		2	
国際医療福祉大学塩谷病院	2	7	6
国際医療福祉大学那須医療センター		1	
菅間記念病院	3	5	4
菅又病院		2	
塩原温泉病院		2	
那須赤十字病院	1	2	1
那須南病院		2	
黒須病院		2	
那須北病院		1	
れいめい内科・循環器内科クリニック		1	
計	8	31	11

県HP <https://www.pref.tochigi.lg.jp/e04/shinkoukansensyou2023/kyoutei.html>

発熱外来(県北管内)

R8(2026)年5月1日
公表資料より集計

	発熱外来	かかりつけ患者 のみ対応可	小児の受入可
流行初期	67 (+2)	10 (0)	36 (+2)
流行初期以降	107 (+1)	19 (0)	59 (+1)

※()内は、前回公表時からの増減数

自宅療養者等への医療の提供(県北管内)

R8(2026)年5月1日
公表資料より集計

電話・オンライン診療				往診			
自宅療養者	宿泊療養者	高齢者施設	障害者施設	自宅療養者	宿泊療養者	高齢者施設	障害者施設
45 (+1)	14 (+1)	36 (+1)	17 (0)	18 (+1)	7 (+1)	19 (+1)	7 (0)

※()内は、前回公表時からの増減数

訪問看護事業所(県北管内)

R8(2026)年5月1日
公表資料より集計

訪問看護が可能	対象者			
	自宅療養者	宿泊療養者	高齢者施設	障害者施設
15 (0)	15 (0)	9 (0)	9 (0)	8 (0)

※()内は、前回公表時からの増減数

薬局(県北管内)

R8(2026)年5月1日
公表資料より集計

	自宅療養者	宿泊療養者	高齢者施設	障害者施設
オンライン 服薬指導が可能	101 (+1)	85 (+1)	81 (+1)	73 (+1)
訪問しての 服薬指導が可能	76 (+1)	67 (+1)	70 (+1)	63 (+1)
薬剤等の 配送が可能	104 (+1)	86 (+1)	85 (+1)	76 (+1)

※()内は、前回公表時からの増減数

県HP <https://www.pref.tochigi.lg.jp/e04/shinkoukansensyou2023/kyoutei.html>

情報提供

社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について

(平成17年2月22日付(令和5年4月28日一部改正)厚生労働省通知「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」より(抜粋))

社会福祉施設等の施設長は、次のア、イ又はウの場合は、市町村等の社会福祉施設等主管部局に迅速に、感染症が疑われる者等の人数、症状、対応状況等を報告するとともに、併せて保健所に報告し、指示を求めるなどの措置を講ずること。

ア. 同一の感染症又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合

イ. 同一の感染症又はそれらが疑われる者が10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合

ウ. ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染症等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合